

ストレスチェックサービス



- ◆ 平成27年12月から、安全衛生法の一部改正により50人以上の従業員がいる企業には、ストレスチェックが義務づけられました！

- ☑ 企業は何をしなければならないの？
 - ✓H28年11月末までに従業員にストレスチェックを実施（その後年1回実施）
 - ✓高ストレス者と判定された者が希望した場合、医師面接の実施調整を行う
 - * 企業は、対象者に医師面接を受けさせる義務が生じます！
 - ✓医師面接を実施した者に対する、就業上の措置等指導内容を医師から意見聴取
 - * 企業は、医師の指導内容をもとに就業上の措置を講じる必要があります！
 - ✓労働基準監督署へストレスチェック実施状況の報告



**ご安心
ください！**



どこに相談
すればいい
のかなあ？

江別すずらん病院では、ストレスチェックの実施・結果判定から、高ストレス者の医師面接まで、ワンストップでサービス提供が可能です！

【使用書式】 厚生労働省推奨
「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」

【実施方法】 紙媒体・一括郵送／回収形式

【料金】

- ストレスチェック実施 : 1,000円／1名（税別）
（個人プロフィールシート発行・高ストレス者判定含む）
* 継続利用の企業様は、2回目以降の実施料金が20%オフになる特典があります。
- 高ストレス者 医師面接 : 15,000円／1名（税別）
（精神保健面接・医師意見書発行含む）

- ▶ ストレスチェック受付、実施方法、配布・回収・判定後の医師面接調整など、会社担当者様と適宜連携し進めて参ります。
- ▶ 詳細は、下記担当者までお気軽にお問合せください！

お問い合わせ : 011-384-2100 担当 : 沢田・大森